

徳島県告示第四百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者に係る同法第二十九条第一項の指定を次のとおり取り消した。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

株式会社かがやき			指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所	サービスの種類	取消年月日
所在地		名					
名西郡石井町高川原字 桜間二二三番地三		ヘルパーステーション かがやき		所在地		居宅介護	令和元年八月八日
同	同	同	同	同	同		
同		同		同		同行援護	同
同		同		同		重度訪問介護	同